

交通安全のポイント

令和4年6月15日
福島県警察本部

1 人身交通事故発生状況（6月14日現在の概数） ※（ ）は前年同期比

発生件数	死者数	うち高齢者	けが人数
1,183件 (-153件)	18人 (-1人)	13人 (+3人)	1,362人 (-169人)

2 自転車利用者による重大事故が続発しています！

県内では、5月以後、自転車利用者による重大交通事故が続発しています。そのなかにはヘルメットを被っていれば、軽傷で済んだと思われる交通事故もあります。過去に県内で発生した自転車乗車中の交通事故の特徴として、

○自転車乗車中死傷者のヘルメット着用率は事故発生件数の多い65歳以上と高校生の着用率が低い

○平成29年以後、ヘルメットを着用していた方で亡くなった方はいないとなっています。

車に乗るときは、全席シートベルト！自転車に乗るときは、全員ヘルメット！を県民みんなの合言葉にしましょう。

図 自転車乗車中死傷者のヘルメット着用率の推移
(平成24年～令和3年)

ヘルメット着用率（死傷者）の推移

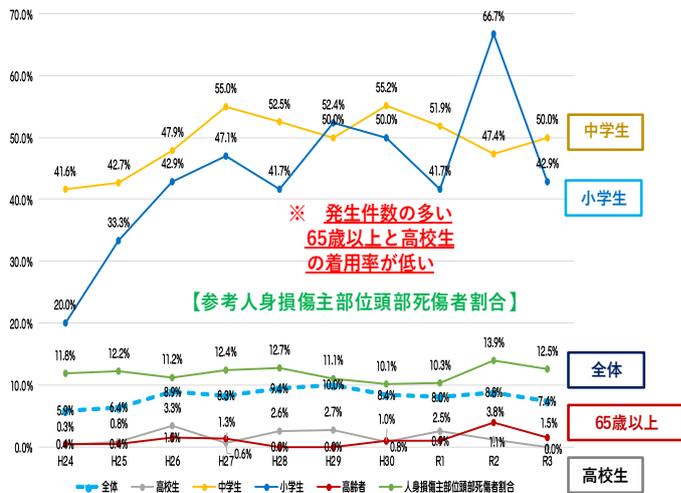
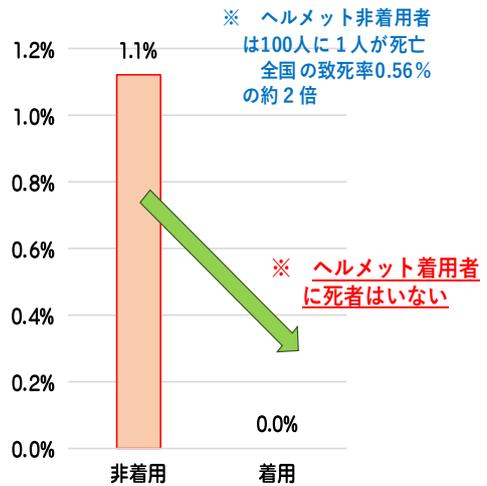


図 自転車乗車中のヘルメット着用状況別の致死率比較
(平成29年～令和3年合計)

ヘルメット着用状況別の致死率



注・「ヘルメット着用率（死傷者）」とは、自転車乗車中の死傷者のうち、ヘルメット着用者の割合をいう。
・「人身損傷主部位頭部死傷者の割合」とは、自転車乗車中死傷者のうち、人身損傷主部位が頭部の死傷者の割合をいう。

注・「致死率」とは、死傷者のうち死者の占める割合をいう。

3 交通安全のポイント

～自転車を利用するみなさんへ～

- 自転車も“車両”です。交通ルールを守って安全運転をお願いします。
- 万が一の時に頭を守るため、ヘルメットの着用と自転車保険等に加入しましょう。

＜ 福島県自転車安全利用五則 ＞

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルール・マナーを守る
 - ◎飲酒運転・二人乗り、並進の禁止
 - ◎夜間はライトを点灯・反射材着装
 - ◎交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - ◎運転中の携帯電話・ヘッドホン使用、傘さし運転の禁止
- ⑤ 被害軽減のためヘルメット着用に努める